

# 稚内市

## シンボルマーク使用マニュアル



稚 内 市

# シンボルマークの取扱い

## 1 権利の帰属

稚内市シンボルマークについての一切の権利は、稚内市に帰属します。

## 2 シンボルマーク

稚内市シンボルマークは、視覚的コミュニケーションマークとして、本市のイメージを広く発信する目的を持つものであり、市においても幅広く使用いたしますが、市民の皆様にも積極かつ自由に活用していただくことにより、稚内のPRに努めていただければと考えています。

## 3 シンボルマークの使用について

この稚内市シンボルマーク使用マニュアルは、広く様々なものに積極的に使用していただくための手引きとして、表現方法や注意事項をまとめたものです。

なお、稚内市シンボルマークは、市民の皆様にも自由に使用（届出・申請等は不要です）できますが、次の場合は使用できませんのでご注意願います。

本市の信用や品位を損なうような使用する場合

自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合

その他、著しく不相当と認められる場合

デジタルデータは、稚内市のホームページからダウンロードできます。

# シンボルマーク



### モノクロの場合

青の部分 K 80%  
緑の部分 K 50%  
赤の部分 K 100%

### カラーイメージ



C 100%  
M 55%  
Y 0%



C 80%  
M 0%  
Y 100%



C 15%  
M 100%  
Y 100%

稚内の頭文字「わ」のひらがなをモチーフに、厳しい自然に挑み、未来に向け飛躍する人々をイメージしています。

青 オホーツク海 緑 美しい大地 赤 人々の活気やフロンティア精神

作成者：信貴<sup>しき</sup>正明さん（新潟県燕市在住）

## ロゴ

Wakkanai City

稚内市 または 稚内

わっかない

～ のロゴを使用してください。

下記の例示のほかフォントは自由に、

位置は、シンボルマークの「左右」または「下」で全体のバランスを考えてご使用下さい。



WakkanaiCityロゴタイプ

稚内市（稚内）ロゴタイプ

わっかないロゴタイプ



モノクロロゴタイプ

市制施行ロゴタイプ

平成 20 年度は市制施行・開港 60 年（記念式典：平成 20 年 7 月 19 日）を迎えます。

「市制施行 60 年・開港 60 年」のロゴ付の積極的な使用をお願いいたします。

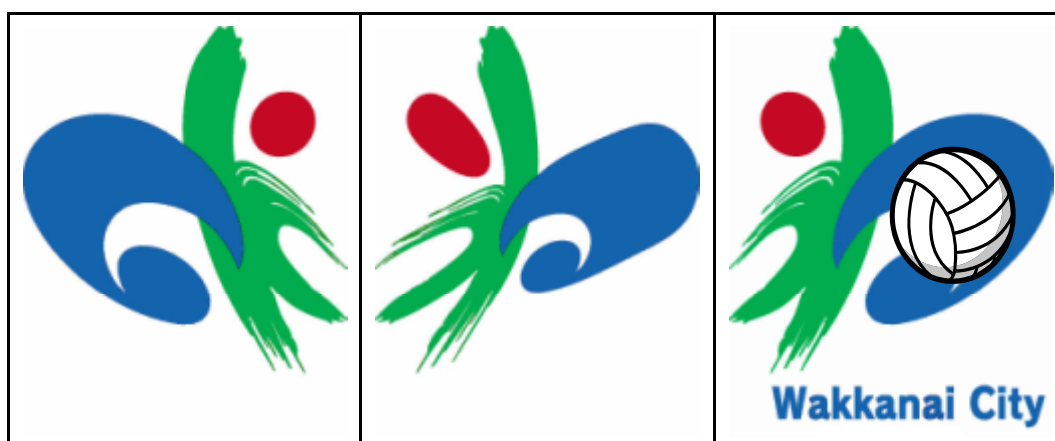
## 使用の禁止例



ロゴ以外の文言標記

ロゴマーク配置の変更

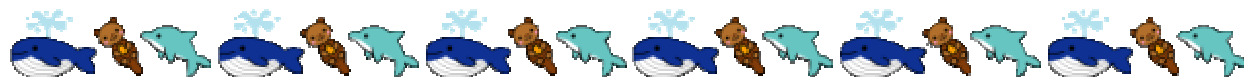
指定外色への変更



左右反転

変型

他の図形との組合せ



シンボルマークについての問い合わせ先

稚内市役所 総務部 総務課

Tel 0162-23-6235 (直通) , 0162-23-6161 (内線 225・501)

E-mail : hon-soumu@city.wakkanai.hokkaido.jp

